

東区役所瀬戸支所庁舎建築物・建築設備定期点検業務仕様書

1 委託業務の概要

本業務の受託者は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況等を点検し、報告書を作成の上、委託者に内容を説明する。

2 業務の内容

本業務は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検を実施する。

(1) 【建築物】平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号

(2) 【建築設備】平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号 ※昇降機を除くに記載の項目。

3 点検者の資格

本業務において、点検及び点検票の記入は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する定期点検有資格者とする。ただし、平成 28 年国土交通省告示第 483 号の第 2 及び第 4 に定める要件により資格を得た者を除く。

※業務に先立ち業務実施者名簿（住所、氏名、生年月日）および、有資格者を証明する書類の写しを委託者へ提出すること。

4 点検作業における注意事項

- (1) 現地での点検は、委託者と事前に協議した日に行うものとする。
- (2) 法令を遵守するとともに、事故防止と安全確保に万全の措置を行うこと。
- (3) 点検・判定は、施設の規模に応じた人数で連携して行うこと。特に安全上重要な項目の判定は、詳細を確認の上慎重に決定すること。
- (4) 点検が困難な部分にあっては、委託者と協議を行うこと。
- (5) 点検において、要正箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、その状況について写真を撮影し、記録を行うこと。また、緊急対応が必要と判断するものについては、点検後すみやかに委託者に報告すること。

5 成果品

- (1) 作成した書類は、建築物、建築設備の定期点検それぞれに、A 4 版（A 4 サイズに折込み可）ファイル綴じとする。
- (2) 製本する順番は次のとおりとするが、それぞれの様式は任意とする。

①定期点検結果報告書

②定期点検結果表

③定期点検結果図（配置図、平面図）

④関係写真

- (3) 提出部数 2 部